NPO法人公共政策研究所ニュース

自治基本条例は「自治体」「信頼社会」「地域社会」の再構築を実現します。検討している自治体の皆さんご連絡ください！

（詳細については個別相談いたします）

専門知識・ノウハウ
①自治基本条例市民懇話会等のアドバイザー（苫小牧市・江別市・八雲町・美幌町は現在実施中）
②H21年度自治基本条例検討職員プロジェクトアドバイザー（中標津町で実施中）
③H21年度「まちづくり講演会」講師（H22.3.16 大空町で実施予定）
④H21年度「協働によるまちづくり」講座講師（せたな町、中標津町で実施）
⑤H21年度自治基本条例行政職員研修（中標津町・白糠町・斜里町、北海道市民活動促進センターで実施）

法人格	フリガナ	コウキョウセイサクケンキュウショ	フリガナ	ﾐｽﾞｻﾜ　ﾏｻﾀｶ	団体認証日
団体名	特定非営利活動法人　公共政策研究所		理事長	水澤　雅貴	平成19年6月14日
所在地	札幌市白石区栄通12丁目4番5-401号		電話(FAX)	011－836－4315 （携帯電話）090－5226－3257	
ホームページ	http://www16.plala.or.jp/koukyou-seisaku/index.html		E-ﾒｰﾙ	koukyou-seisaku@goo.jp	
理事	小林董信（北海道NPOサポートセンタ理事事務局長） 栃内香次（北海学園大学大学院経営学研究科教授）		顧問	宮脇淳北海道大学公共政策大学院教授 山口二郎北海道大学公共政策大学院教授	

自治基本条例が実現する3つの発見

地方分権改革（機関委任事務の廃止）→自治体は自己決定・自己責任

→ 地方政府は自己決定のルールが必要

→ 自己決定のルールが自治基本条例（まちの憲法）

自治体の発見

町民の信託 → 自治体政府成立 → 町民の信託内容

町長・職員	・町長の設置　・宣誓 ・町長の権限（法的権限）と新たな責務（自治基本条例に基づく）の再確認	行政運営	総合計画等策定・見直し及び行政評価への町民参加を行う
議会・議員	・議会の設置 ・議会の権限（法的権限）と新たな責務（自治基本条例に基づく）の再確認	議会運営	情報共有、町民参加を図り、開かれた議会の実現

町民の発見

町政に関する知る権利	町政へ参加する権利
・町民、議会及び行政は、互いに町政に関する情報を共有します。 ・議会及び行政は、町政に関する情報提供、説明責任、情報公開、個人情報保護、会議の公開を図る。	・町民は町政へ参加する権利を有する。 ・議会及び行政は、町民に意見を求め、町政に町民の意思を反映する。 ・議会及び行政は、町政へ町民が参加する機会を保障する。 ・参加・不参加を理由に不利益を受けない

地域社会の発見

国 → 全国一律事業 → 地方政府は地域の特性を生かした地域づくりが求められる → 地域社会の発見 → 町民の発見

コミュニティ	協働
町民は、地域社会の担い手であるコミュニティの重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てる	コミュニティは、地域の課題解決のためコミュニティ相互の連携や行政と協働し、活動の充実に努める

1/28・29実施の自治基本条例案づくり体験講座

主 な 活 動 内 容

平成21年度の調査活動

①日本の政令市・中核市における市民参加を推進するための環境整備に関する調査（59市対象）

②北海道・札幌市・旭川市・函館市の行政とNPOとの協働環境調査（IIHOE依頼）

③全国の自治基本条例制定状況調査

自治基本条例に欠かせない項目

自治基本条例は制度のカタログ

- 制度の理念
- 制度の具体

制度の理念だけ（理念条例）➡ 自治体経営変わらず

基本理念

①市民は、自治の主体、市民は主権者である
②市は市民の信託に誠実に対応
③市は、市民の知る権利の保障、情報提供、説明責任を果たす
④市は、市民の参加権を保障し、制度を推進する

基本原則

①市民主権の原則
②情報共有の原則
③参加の原則
④協働の原則

条例の目的

条例の位置づけ

権利・役割・責務

①市民の権利と役割
②議会・議員の責務
③市長の責務
④職員の責務

情報共有の制度

①情報提供
②説明責任
③情報公開
④個人情報保護

参加の制度

①参加手続の対象
②参加の方法
③参加の方法の組み合わせ

協働の制度

①地域社会における課題解決
②議会・行政の支援

住民投票

①個別設置型
②常設型

コミュニティ制度

①コミュニティ活動
②地域協議会
③地域担当制度（地域自治区）
④地域計画

議会運営制度

①情報公開
②情報共有
③市民参加
④議員同士の自由討議

行政運営制度

①総合計画
②財政運営
③行政評価
④行政手続
⑤政策法務
⑥危機管理

条例見直し

①条例見直し制度
②自治推進委員会制度

水澤理事長の略歴	昭和25年2月6日北海道八雲町で生まれる（60歳） ●学歴 ①昭和45年4月～昭和49年3月早稲田大学社会科学部卒業 ②平成14年4月～平成16年3月北海学園大学大学院経営学研究科修士課程修了 ③平成18年4月～平成20年3月北海道大学公共政策大学院専門職課程（修士）修了 ●職歴 ①昭和49年4月電電公社（NTT）入社（金融・公共系ITネットワークシステム構築等） ②平成17年12月NTT東日本ー北海道退職 ③平成20年4月～北海道大学公共政策大学院公共政策学研究センター研究員 ●自治基本条例関連公職 ①平成15年10月～平成17年6月　苫小牧市自治基本条例等検討懇話会会長 ③平成18年4月～平成19年3月　江別市自治基本条例市民懇話会ファシリテーター ③平成20年8月～平成21年8月　八雲町自治基本条例町民懇話会アドバイザー ④平成21年10月～美幌町自治基本条例町民会議アドバイザー ⑤平成21年10月～中標津町自治基本条例（仮称）検討職員プロジェクトアドバイザー

平成21年11月の政令市18市と中核市39市の市民参加の環境調査結果
（日本の政令市・中核市における「市民参加を推進するための環境整備に関する調査」報告書より）【中核市2市未回答】

1．政令市の自治基本条例等の施行・検討の状況（平成21年4月現在）

結果	**18政令市のうち7市（37%）が未着手となっている。この原因は自律的な自治体経営に変わらなければならないという危機感の欠如にある。早期の条例検討開始が求められる。**

	条例施行	条例制定検討	市政方針	未着手
自治基本条例	札幌市 川崎市 新潟市 静岡市 （4）	北九州市 （1）	仙台市 さいたま市 大阪市 （3）	横浜市 浜松市 名古屋市 堺市 神戸市 岡山市 福岡市 （7）
市民参加条例	静岡市 京都市 （2）		広島市 （1）	
市民参加及び協働条例	千葉市 （1）			

政令市における自治基本条例等施行状況

自治基本条例施行市	4
市民参加条例施行市	2
市民参加・協働条例施行市	1
自治基本条例検討市	1
自治基本条例検討表明市	3
市民参加条例検討表明市	1
未着手市	7
計	19

（注）自治基本条例施行市と市民参加条例施行市に重複カウントがある。

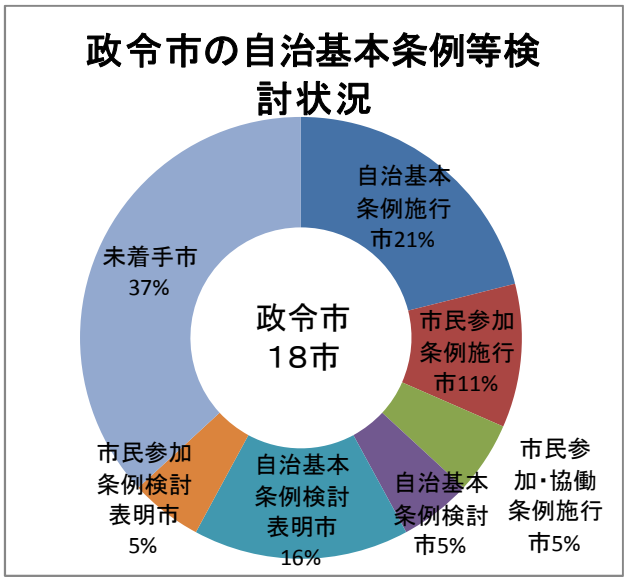

（注）報告書はホームページで公表しております。

2. 中核市の自治基本条例等の施行・検討の状況（平成21年4月現在）

結果	**中核市の特徴は未着手市が54%と政令市の37%と比較しても未着手市の比率が高い。この原因は自律的な自治体経営に変わらなければならないという危機感が政令市より欠如しているからである。早期の条例検討開始が求められる。**

	条例施行	条例制定検討	市政方針	未着手
自治基本条例	宇都宮市 豊田市 岐阜市 （3）	函館市 高松市 熊本市 大分市 （4）	青森市 柏市 相模原市 和歌山市 （4）	盛岡市 秋田市 郡山市 いわき市 前橋市 船橋市 横須賀市 富山市 長野市 岡崎市 大津市 東大阪市 姫路市 尼崎市 倉敷市 福山市 松山市 高知市 久留米市 長崎市 宮崎市 （21）
市民参加条例	旭川市 鹿児島市 （2）			
市民参加及び協働条例	金沢市 西宮市 奈良市 下関市 （4）		川越市 （1）	

中核市における自治基本条例等施行状況

自治基本条例施行市	3
市民参加条例施行市	2
市民参加・協働条例施行市	4
自治基本条例検討市	4
自治基本条例検討表明市	4
市民参加条例検討表明市	0
市民参加・協働条例検討表明市	1
未着手市	21
計	39

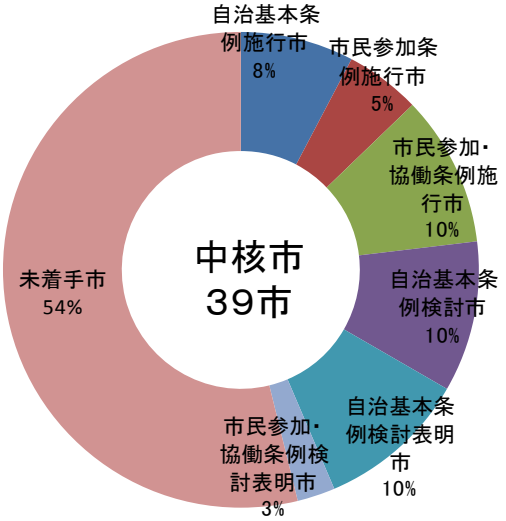

（注）報告書はホームページで公表しております。

発行日	平成21年度冬号　平成22年3月1日発行
作成者	NPO法人公共政策研究所理事長　水澤雅貴